

高齢運転者等専用駐車区間制度

1 趣旨

平成21年4月の道路交通法の一部改正により「高齢運転者等専用駐車区間制度」が新設されました。

今後ますます進展する高齢社会を迎えるに当たり、身体機能の低下が運転に影響を与えるおそれがある高齢運転者等に、安全で快適な駐車環境を提供することにより支援し、交通事故の防止を図るため導入された制度です。

2 設置場所

官公庁、福祉施設、銀行など高齢者等の利用が多く見込まれるものの、駐車需要が満たされていない施設の周辺道路において、高齢者等が安全かつ安心して駐車できるような場所に設置しました。

県内の専用駐車区間は、

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 宮崎市霧島4丁目 | 宮崎県総合文化公園西側 |
| ② 江平西2丁目 | 宮崎県生活情報センター西側 |
| ③ 神宮1丁目 | 宮崎市福祉センター西側 |
| ④ 橘通東3丁目 | 宮崎合同庁舎北側 |
| ⑤ 広島1丁目 | 別府街区公園西側 |
| ⑥ 旭1丁目 | 県庁別館7号館西側 |
| ⑦ 都城市松元町 | 寿公園西側 |
| ⑧ 延岡市西階町1丁目 | 西階野球場西側 |



の8箇所ですが、詳細については別添高齢運転者等専用駐車区間場所のとおりです。

※ 令和3年2月より、④⑤⑥の区間の一部が貨物集配用車両専用駐車区間に変更されました。

3 制度の適用を受けられる方

専用区間に駐車できるのは、普通自動車対応免許を取得している方で



- 70歳以上の方
- 聴覚障害又は肢体不自由を理由に免許条件を付されている方
- 妊娠中又は出産後8週間以内の方

が対象になり、駐車するには標章を掲出することが必要となります。

申請に必要な書類申請手続等詳細については、最寄りの警察署にお問い合わせください。

4 その他

- 駐車できる車両は普通自動車（軽自動車を含む）であり、大型自動車や二輪車等は駐車することはできません。
- 駐車できる車両は、上記3に掲げる方が運転する普通自動車（軽自動車を含む）であり、同乗する場合は駐車できません。
- 高齢運転者等標章を他人に譲渡又は貸与した場合は、罰則があります。
- 高齢運転者等専用駐車区間に他の一般車両が駐車した場合は、反則金が高くなります。
- 上記2の④⑤⑥の区間は、高齢運転者等専用と貨物集配用車両駐車区間が併設されています。貨物集配用車両駐車区間に駐車しないよう注意してください。

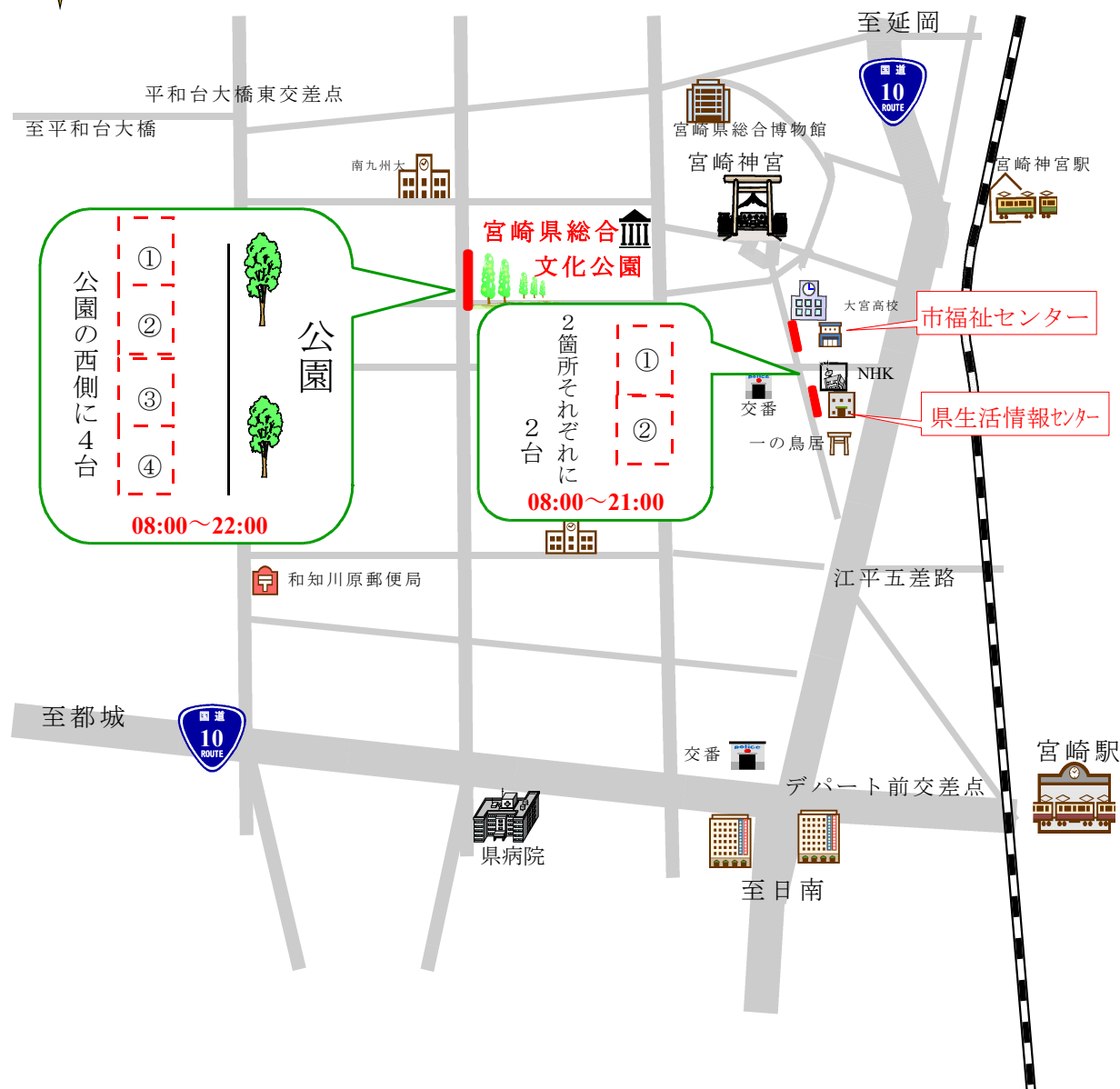
高齢運転者等専用駐車区間場所

- 駐車するには、標章が必要です。標章の申請手続き等詳しいことは、最寄りの警察署にお問い合わせ下さい。
- 標章は、県外の高齢運転者等専用駐車区間でも使用できますが、設置場所については、それぞれの都道府県の警察署等にお問い合わせください。

宮崎市



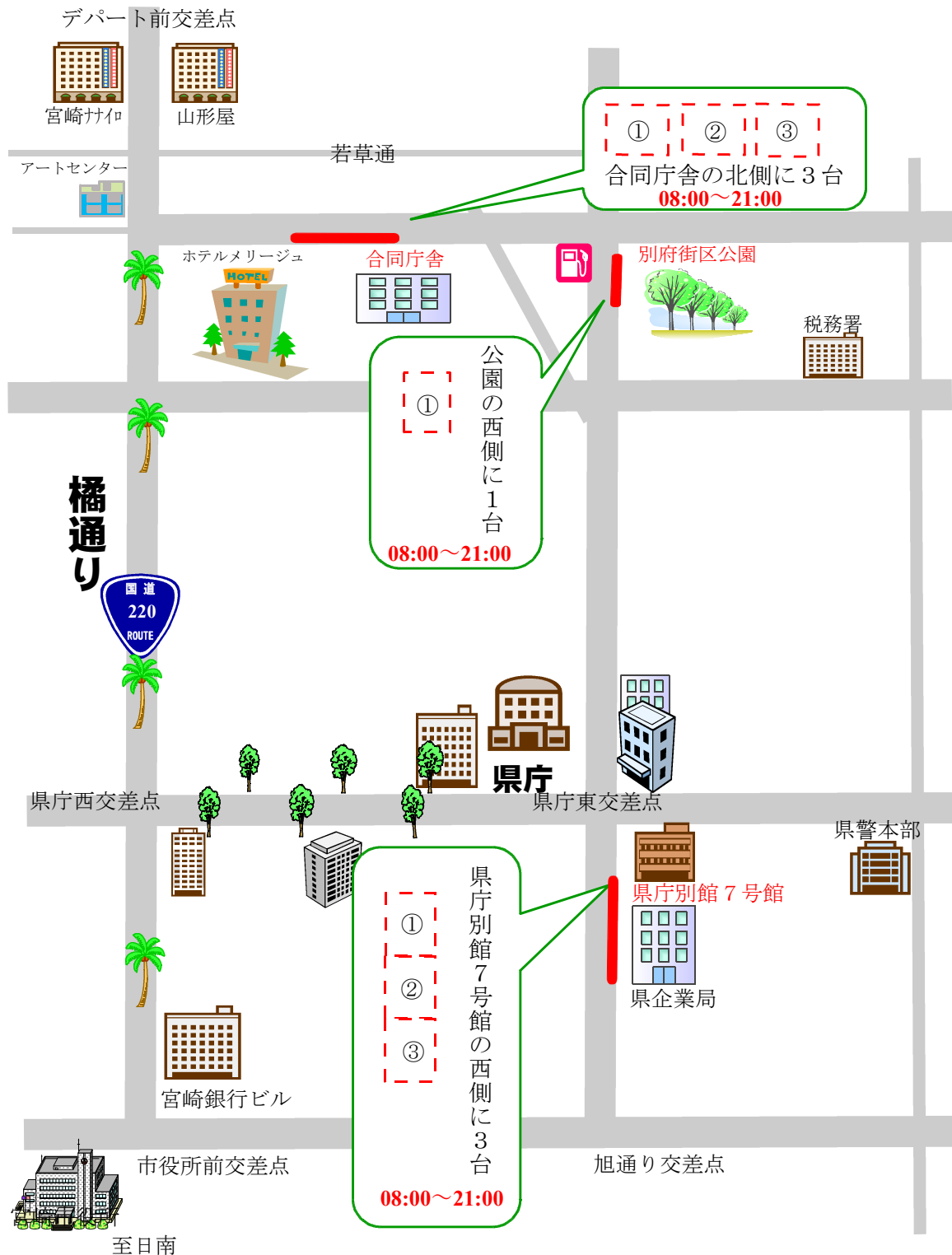
- | | | |
|----------------|-------------|----|
| ①宮崎県総合文化公園西側 | 08:00～22:00 | 4台 |
| ②宮崎県生活情報センター西側 | 08:00～21:00 | 2台 |
| ③宮崎市福祉センター西側 | 08:00～21:00 | 2台 |





- ④ 宮崎合同庁舎北側 08:00～21:00 3台
⑤ 別府街区公園西側 08:00～21:00 1台
⑥ 県庁別館7号館西側 08:00～21:00 3台

④⑤⑥の駐車場所にあつては、令和3年2月より、一部が貨物集配車両専用駐車区間となりました。誤って貨物集配車両駐車区間に駐車しないよう注意してください。



都 城 市

⑦ 都城市松元町15街区 寿公園西側

08:00～19:00

4 台



延 岡 市

⑧ 延岡市西階町1丁目 西階野球場西側

08:00～19:00

2 台

